

自由主義の再検討—環境倫理学の視座から

青 木 克 仁

Liberalism Re-examined From the Viewpoint of Environmental Ethics

Katsuhito AOKI

要 旨

自由主義は、冷戦時代は、共産主義への対抗措置を採る中で、デモクラシー、ネーション・ステート、資本主義経済体制の三位一体が調和していた。そうした文脈において、女性解放運動や公民権運動に代表されるような社会的正義の実現を目指した権利の拡張運動とも歩調を合わせ、輝かしき未来を予感させもしていた。自由主義のような、文化超越的な普遍性を目指す学説は、この普遍性による包摂を動物や自然事物にまでも及ぼし得るという可能性を示唆し得た。しかし、普遍的な立場に立とうとすること自体が、欧米社会という特殊文化的な文脈の産物であったという矛盾が露呈した上、共産主義への配慮が消えると共に、自由主義はリバタリアニズムへと縮減してしまった。本論文ではリバタリアニズムの私的財産権の根拠である「自己所有原理」そのものに環境倫理の立場から疑義を呈し、「所有」の関係では捉えられないような共生の関係が存在することを示す。

キーワード：公共哲学，社会哲学，環境倫理学，リベラリズム，リバタリアニズム

序 論

第二次世界大戦に勝利して以降、アメリカは他国においては決して叶わなかった豊かさを享受しただけではなく、女性やマイノリティの社会進出といった点において、社会的正義が具現し、自由主義による社会の舵取りが理想的な社会の実現に向かっていくという希望があった。そして冷戦が終結した際は、アメリカ主導による自由主義が歴史を決定づけるだろうという予感を誰しもが抱いていた。

冷戦時代は、資本主義は、革命的な機運を削ぐために、共産主義が実現するとされるユートピアを、資本主義内でも実現可能であることを示し、己の体制に正当化を与えねばならなかった。それゆえ、労使協調路線（コーポラティズム）やケインズ主義、あるいは、福祉国家政策が持て囃されてきた。どの先進国も高度成長期までは、こうした路線は順調だった。この文脈において、女性解放運動や公民権運動に代表されるような社会的正義の実現を目指した運動と自由主義が歩調を合わせて、輝かしい未来を垣間見せてくれていた。しかし、冷戦後、確かに、自由民主主義以外の競争相手が消えたとされたが、資本主義は己の体制を正当化する必要性が無くなり、その状態でグローバル化が開始された。こうしてお互いに競争をしていく過程で、環境や労働に

関するコストを平気で外部化し、その結果、社会を疲弊させながら、あからさまに利潤の追求を始めた。こうして自由放任型の資本主義である「市場原理主義」あるいは「新自由主義」が展開していくことになる。

現在の自由主義は、デモクラシー、ネーション・ステート、経済体制の三つが関わって動いている。冷戦期は、この三つが、対抗馬である共産主義を意識することで調和して働いていたのだ。

ここで、この調和が何故乱れたのかを考えるヒントを得るために、プラトンは、どのような「国家」制度を考えていたのか、思い起こしてみたい。理想の国家は、魂の構造のように三層構造を持っていると言うのだ。一番上には、魂で言えばちょうど「理性」の役割をする「守護者」と呼ばれている人達がいる。そして、次に「魂」の「気概」の役割を果たす「補助者」がいる。それから最後に、一番下に、「魂」の「欲望」の部分に当たる「経済活動を営む人達」がいるのだ。一番上の「守護者」は、下の層にいる人達を正しい方向に導くという、「理性」の役割を果たさねばならないので、哲学を学んだ賢者であることが期待され、実際にそのように教育される。これが「哲人王」として知られている考え方である。この三層構造は、今風に言えば、「政治家」「軍人」「経済人」ということになるだろう。プラトンは、この三つの調和を二頭立ての馬車を操る御者に喩えている。

これとは完全に一致するわけではないが、現在の自由主義体制も、デモクラシー、ネーション・ステート、経済体制の三つが関わっている。民主主義的なものが「政治」の位置、つまり、「御者」の位置に、ネーション・ステートは「守護者」の位置、そして、「欲望」の位置に来るのが、国民経済の発展に寄与してきた「資本主義的な経済システム」ということになる。ただし、「資本主義的な経済システム」は、今や、「国民経済」の発展への寄与といったこととはかけ離れて、グローバルに「ネーション・ステート」を超えて展開していくようになった。「資本主義的な経済システム」が「国民経済」という枠組に収まるように、「ネーション・ステート」の法制度が、経済システムの根底に潜む御し難い欲望を制御し、「ネーション・ステート」の発展という目標に従わせることができた時代が、冷戦終了を機に終結してしまった。国民は「ネーション・ステート」の主権者の地位から、「ネーション・ステート」の発展を決定し、そうすることで自分達個々の幸福を実現し易くしていくことができるということが理想だった。「主権」は、その背後には遡及できないような最終的な支配権力の存在とその権力を保持かつ行使することについての正統化を支える論理から要請される概念で、この二頭立ての馬車の「御者」の位置に来る「国民」が「主権」を持つ者とされた。ところが「国民経済」として「ネーション・ステート」の目的に従うべき「資本主義的な経済システム」は、「市場原理主義」の名の下、グローバル化した資本主義として、「ネーション・ステート」の手綱を放れ、それと同時に「御者」であるはずの「主権者」である「国民」による制御が利かなくなってしまった。

第二次世界大戦後のアメリカの歴史に垣間見たはずの輝かしき自由主義の姿は、共産主義という対抗馬がたまたま存在していたがゆえに、デモクラシー、ネーション・ステート、経済体制の三つが調和し、その調和の美しさを永遠のものとして私達が錯覚しただけだったのだろうか。実際に、自由主義社会の輝きは今や色褪せ、本家のアメリカでさえ、社会は不安に満ち溢れるようになった。自由主義体制において、デモクラシー、ネーション・ステート、経済体制の三つが、かつてのように調和することを再び期待できるのだろうか。私は、この論文において、自由主義を擁護しようとする時、環境倫理学が提起する問題こそが、今や、避けて通ることのできない大問題になっており、自由主義の原則そのものが疑義に晒されていることを示そうと思う。

§1. ロールズによる自由主義の正当化

自由主義を一言で定義するなら、『自由論』を著したミルの伝統に主眼を置いて、自己決定権への制限は「他者危害原則」のみによる、という立場である、ということになるだろう。第二次世界大戦後、自由主義の歴史的な勝利が言われたが、自由主義の正当化に論理的根拠を与えようとした労作こそが、ロールズの『正義論』である。

ロールズの『正義論』は、アメリカ社会を具現させることとなった「社会契約」の考え方を引き継ぎ、そこから理想の社会を描くという構造をとっている。ロールズは、『正義論』において、正義は社会の諸制度の第一原理である、ということを謳う。正義の名の下になされた「社会契約」こそが、それによって結ばれたメンバー達に最大限の自由を約束することになるのである。

彼の「社会契約論」の根幹は、有名な「無知のヴェール (the veil of ignorance)」の考え方にある。ロールズによれば、無知のヴェールの状態では、「誰も社会の中での自分の境遇や階級上の地位、社会的身分を知らないだけでなく、親から受け取る資産や生まれつきの諸能力、知性、体力その他の分配が自分の場合どれほど恵まれているのかも知らされていない」のである。そうした状態に置かれたとしたら、自分だけが有利になるように望む自己中心的な原理を選択することができなくなろう。これによって、誰もが「他者に危害」を与えることなく、己の実質的自由を追求するための前提条件を築くことができるのである。無知のヴェールは、個人が社会の中で何者として存在しているのかということ、何を欲望し、何を善とし、何に利害を持つのかといったことを、単なる偶然的なものとしてしまう。

ロールズの議論に対して、功利主義は「最大多数の最大幸福」というスローガンが示している通り、社会成員の快樂の総和が最大になるようなシステムを望ましい制度であるとする。功利主義の考え方に立てば、個人は、己が望む快樂を善として優先することになるだろう。そして何を善とするかは、その人の社会的な立ち位置によって異なることになるだろう。けれども、ロールズの場合は、「無知のヴェール」の想定によって、「何者とも記述されない」そうした個人として、自分が選ぶだろう社会を構成する諸関係の中に場所を予め持たないものとされるのである。

ロールズは、「社会契約」の初期条件として、個人の社会内部で特徴づけられるあらゆる属性が偶然の結果に過ぎないということを確認する。こうした状況下で、個人は、社会内において、どのような位置を占めることになるにせよ、自分にとって必要最低限な自由を平等に分かつことに合意するようになるのだ。

しかし、こうした平等な自由が実現したとしても、それでも、所得の違いであるとか、社会的な地位の高低などのような社会的不平等が帰結し得るだろう。ロールズは、社会・経済的な不平等は、「正義の第二原理」で述べられているような条件の下でのみ許容されるようになるだろうし、この条件の範囲内の不平等の容認にも、「無知のヴェール」の下に置かれた構成員は同意するだろうと考えた。彼の「正義の第二原理」は以下の二つからなる。

- (1) 社会・経済的不平等は、最も不遇な地位にある成員の期待便益を最大化するようなものでなければならない。
- (2) 容認される社会・経済的不平等は、公正な機会均等という条件の下で、全ての人に開かれている職務・地位に付随するような不平等に限られる。

この第二原理の二番目の条件を受け入れる帰結として、公正な機会均等による競争の中で、その結果、自分が最底辺の立場に置かれる危険性を予期し得るだろう。それゆえ、「無知のヴェール」

の下に置かれた構成員は、それを避けるためにも、第二原理の一番目の条件にも同意することになる。この一番目の条件は「格差原理」と呼ばれている。もって生まれた才能がもたらすであろう利得は、そのままでは当然、格差につながるだろうが、第二原理の一番目の条件は、もって生まれた才能をも、共通の資産と見做し得る下地を作る。

ロールズの正義の二原理は、自由主義が成立するための前提条件を与えている。自由主義が成立するためには、「他者に危害を与えない行為の範囲」が全ての個人に対して定義されていなければならない。ロールズの正義の二原理に合意した上での、実質的な自由の追求は、「他者危害」には至らぬ「形式的な条件」を与えているのだ。こうして、ロールズは、この正義の二原理をもって、自由主義を擁護する。

§2. 環境の世紀と自由の制限

1962年、レイチェル・カーソンは、『沈黙の春』を著し、合成化学物質や放射性廃棄物による環境汚染の問題を投げかけた。これによって、後に、環境の「廃棄物の吸収源」としての限界が言われるようになっていく。さらに、1972年、ローマ・クラブに依頼されて、ドネラ、デニス・メドウズが中心となって著した『成長の限界』が登場し、地球の地下資源の絶対量には限界があることを示した。つまり、環境の「資源の供給源」としての限界が初めて指摘されたのである。これを契機に、環境倫理学からの自由主義体制への告発の声が上がるようになっていく。特に、1980年代のオゾン層の破壊問題や二酸化炭素等の排出による気候変動の問題、環境ホルモンの蔓延の問題などを解決しようとする時の実践的含意は、自由主義とは両立し得ないものを含むことが誰の目にも明らかになっていく。

1974年にアメリカのローランドとモリナが、オゾン層の破壊に関して警告していたが、1984年に南極のオゾンホールが発見されるまで何も対策が取られなかった。同年に「オゾン層保護のためのウィーン条約」が、1987年には、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、世界的なフロン規制が開始された。オゾン層の問題は、フロン規制という形で国際合意に至ったが、ここに新たな問題が浮上する。それは、オゾン層破壊のような環境問題の原因を鑑みれば、同じ環境の下に生きる他者に危害を与えない行為は、存在しないということになってしまう、という問題である。

アンデルセンの原作『人魚姫』は、王子は、人魚のお姫様以外の女性と結婚して幸福になるが、人魚のお姫様は泡になって消えてしまう。魔女との契約によって、王子との結婚が叶わない場合は、王子の命を奪えば、元の人魚に戻れたのにもかかわらず、人魚のお姫様は泡になることを選んだ。この物語を読んでもらった子どもは、幼いながらも、或る人が幸福になっても、その陰では、人知れない深い悲しみの物語があるかもしれないことに思いを馳せることだろう。私は、この『人魚姫』という物語に培われることになるだろう感受性を『『人魚姫』的感受性』と呼んだ(青木, 2010)。

今の私達は、「幸福こそ一番」と考えて、自分の幸福が確保されさえすれば、その「幸福」に安住してしまい、それ以上、想像力を張り巡らせて考えることをしなくなっている。しかし、「幸福」に安住してしまっていて、そこで思考停止をしてしまわないで、少し「人魚姫的感受性」を働かせて、こんなことを想像しよう。それは、私達が一定の生活水準を維持していることが、地球上の他のところで生きている人達の生きる権利を奪ってしまっているかもしれない、というこ

とだ。何気なく、しかも当たり前であるかのように、自分がそうした現行の生活水準を享受しているということが、他者の苦痛を招いているのかもしれない。つまり、自分が今、享受している生活水準を維持していることが、他の人達の犠牲の上に成り立っているかもしれない、ということなのだ。実は、フロンガスによるオゾン層破壊の問題は、『人魚姫』的感受性を持つことの必要性を、人類に教訓として教えたと言える。

同様の問題が、今、国際問題となっている二酸化炭素等の排出規制の問題を巡っても起きている。なぜならば、人間がただ端的に生きていることが、二酸化炭素の排出をもたらす、環境に不可逆な危害を与えることになってしまうからである。「宇宙船」に喩えられるようになった有限空間の中で行使された行為は、同じ空間に属している他者に危害をもたらすのである。

§3. 環境倫理学の自由主義に対するインパクト

環境倫理学を思想史的な展望の中に位置づけてみることは、ロデリック・F・ナッシュにおいて、彼の『自然の権利』の中で行われた。ナッシュが、この本において記述しているのは、「人間という限定された集団の自然権から、自然を構成している各要素の権利、あるいは、自然全体の権利へと倫理が進化しているものとして捉える」(p.4) という観点からの、謂わば、「権利の拡張」、つまり、権利を人間だけではなく、人間と同じく地球の生態系を共有している人間以外の動植物や自然物、あるいは自然そのものにまで拡張していくという事態である。今村仁は、人類学者のレヴィ=ストロースを引用して、「もし人間が生命体である、という意味で権利をもつものだとしたら、そこからただちに次のことがでてくる。すなわち、生物種としての人類に認められる権利は他の生物種の諸権利の中に自然の限界を見出す。従って、人間の権利の行使が他の生物種の存在を危険にさらすまさにそのときに、人間の権利はおわるのである」(p.210) と述べているが、「権利の拡張」が行き着く先を真摯に凝視すれば、私達は彼と同様の結論に導かれることだろう。

マーサ・C・ヌスバウムは、『正義のフロンティア (原題 *Frontiers of Justice : Disability, Nationality, Species Membership*)』の中で、こうした「権利の拡張」路線に呼応し、ロールズの正義論が、この本の副題にも示されているように、障害者、外国人、動物をも包摂し得る可能性について論じている。ヌスバウムは、正義の「最前線 (フロンティア)」として、「権利の拡張」路線をどこまで引き受けることが可能なかを論じることによって、社会契約のメンバーシップとして新たに参入可能な存在に目を向け、自由主義の可能性の限界を考察している。このように「権利の拡張」路線を進めば、「他者危害」という時の「他者」の範囲が広がり、そうした新たな「他者達」にも配慮が必要となるのだ。

しかし、環境倫理学が提起した権利の拡張の問題は、これだけではない。レイチェル・カーソンは、『失われた森：遺稿集』の中で、合成化学物質の晩発的影響を危惧している。確かに、そうした影響は、直ちに確かめることはできないだろう。結局、予想として示されるだけで、実際に問題化するまでは決して分からない。しかし、問題化した際は、取り返しがつかない可能性すらあるのだ。カーソンが、晩発的影響の問題を提起したことは、大変意義深く、世代間倫理を考える上でも欠かせない問題として、今、まさにその意義が見直されている。ここには、先のナッシュ的な「権利の拡張」とは異なる問題が存在している。つまり、権利を享受すべき主体を未来世代にまで拡張するという問題、一言で言えば、「未来世代」の権利を視野に収めるべきかどうか

か、という問題がある。未来世代の人達は、決して社会契約の当事者にはなり得ないがゆえに、ロールズ的な正義の原理によっては、包摂し得ないのである。

未来世代、即ち、「今、ここに存在しない他者」の環境への権利を考えた時、私達は、「今、ここに存在しない他者」は、当事者性を欠くがゆえに、殺したり、奪ったり、騙したりできないという言い逃れに対して、基本的な生物学的条件を考慮すれば、彼等/彼女等から、「奪う」ということも、あるいは、或る意味において、彼等/彼女等を「殺す」または「騙す」ということすらあり得るのではないのか、と考える。例えば、私達は二酸化炭素を過剰に排出することで、彼等/彼女等の生活に適した環境を「奪って」いるわけであるし、水を大量に消費し、汚染することで、彼等/彼女等の生存条件を危うくし、まさに「殺す」ということに間接的に手を染めているとも言えるのだ。

レスター・ブラウンは、環境問題において、「ポンジー・スキーム (Ponzi scheme)」に準えるべき問題が生じていることを指摘している。「ポンジー・スキーム」とは、「投資家を広く募り、後から募った投資家からの資金を先に募った投資家に配当していくことで、あたかも投資そのものが生んだ収益の配当であるかのように見せかける投資詐欺のこと」だ。詐欺師の目的は、これによって、収益の配当が高いという錯覚をもたらすことにある。ブラウンが、「ポンジー・スキーム」に喩えている環境問題とは、まさに、「未来世代の権利」の問題なのである。つまり、私達、現行世代の人間は、未来世代が使うべき資源を現行世代に回すことで「豊かさ」を錯覚させている、というのだ。見せかけの「高収益配当 (= 高度成長)」は、未来世代が使うべき自然資産が涸渇した時に終わるのである。私達は、ブラウンの警告に従って、未来から盗むことで現行の豊かさを生む経済から、未来世代を救う経済への転換が必要なのである。持続可能性を考え、適量ずつ使用していれば、未来世代のために約束されているはずの資源を「ポンジー・スキーム」的に奪う行為は、約束を破るという意味合いにおいて、未来世代を騙す行為である、とも言えるだろう。

権利の拡張ということを、ロールズの二原理の中で考える可能性があったことは自由主義の希望であった。ここでは、詳しく触れないが、ロールズの「貯蓄原理」は、世代間の不公平を是正し得る原理として期待することができる。しかし、環境倫理の要請に従って、「生存権」という点において、「平等な自由」を追求すると、今や、限りがあることが分かっている「宇宙船地球号」の中で、自由主義をそのまま堅持することが困難になることは間違いないだろう。

§ 4. ノージックによる自由至上主義の正当化

マイケル・サンデルは、『民主政の不満』の中で、「リベラリズム (自由主義)」は、20世紀前半までは効用があったということを述べている。自由主義を支える「共同体を超えた普遍性」という共通感覚が、確かに、ロールズの『正義論』の中に存在していた。環境倫理学の中に芽生えた、権利の拡張の方向性は、まさに、ロールズの『正義論』で示された原理を真面目に捉え、「共同体を超えた普遍性」を追求した結果だったと言えるだろう。こうした権利の拡張路線を真面目に突き進むことが、自由主義を内部から破壊し得る力を秘めていたことは、前節までの論証の力点だった。

しかし、サンデルが言うには、まさに、この「普遍性」を目指そうとする「共通感覚」が、アメリカ社会の中から消えてしまったということなのだ。サンデルが示したように、ロールズの

「無知のヴェール」のように、文化超越的な普遍性を目指す学説は、それ自体が、特定の文化的文脈の中で生まれたという出自を隠蔽することによって、公平性を確保し得た。そして、この普遍性による包摂を動物や自然事物にまでも及ぼし得るという可能性を示唆し得た。しかし、問題は、普遍的な立場に立とうとすること自体が、欧米社会という特殊文化的な文脈の産物であったという矛盾が露呈したということにある。けれども、この「権利の拡張可能性」といった普遍性への方向性を放棄せざるを得ないということになれば、この学説は、環境倫理学の挑戦を受け止める器足り得ないということになるだろう。

それに代わって、自由主義は、「リバタリアニズム（自由至上主義）」へと縮小してしまったのである。なぜならば、デモクラシー、ネーション・ステート、経済体制の三つの内、「新自由主義」の名の下、経済体制が主役になると、ネーション・ステートの役割の多くが外部委託され、民営化を被り、結局、「夜警国家」的なものに縮小されていくからだ。それゆえ、「新自由主義」の台頭とともに、「リバタリアニズム（自由至上主義）」の考え方に記されている「自由」概念が残されていくことになる。もしそうであるのなら、「リバタリアニズム（自由至上主義）」の中に残された自由の根拠とは何だろうか、という問題を考え、それは果たして、環境倫理学の挑戦を逃れ得るのかどうかを検討せねばならないだろう。

「リバタリアニズム（自由至上主義）」の考え方を正当化した代表的人物と言えば、ロバート・ノージックである。そこで、今やロールズの『正義論』と並んで古典の座にある彼の『アナキー・国家・ユートピア』を検討してみることにする。彼は「最小国家（Minimal state）」を正当化する。それは、「犯罪からの保護」と「契約の履行の強制」のみを機能としているような「夜警国家」なのである。それ以上の国家機能の拡張は、自由の侵害と考えるという点が、「リバタリアニズム」の特徴なのである。

最小国家は、「夜警国家」として国民の暴力的傾向性を抑止するが、ノージックは、そうした国家の生成を「自然状態」を仮定することから導き出している。ノージックは、自然状態においても、人間は、ホブズが想定したように、闘争状態にあるのではなく、ロックの想定のように、最小限のモラルを維持し得ると考えている。自然状態にある諸個人は、紛争当事者の復讐行為と賠償取立の終わりの見えない連鎖の中で、諸権利の私的執行の困難を抱えるようになる。これを調停するために、複数の「保護協会（警備のサービスを実行するアソシエーション）」が結成され、この保護協会の一つが市場競争を勝ち抜き、一種の独占企業に近い状態にまで拡大していくだろうと考える。そして、最終的に、これが国家と呼び得るものになるのだという。こうして、機能的には、最小の国家が実現することになる。

さて、ここで、自然状態において、ノージックが前提にしている個人は、ロックの想定と同様に、利害を抱き、既に私有財産を所有している個人である。従って、ノージックの最小国家は、私有財産の保護を目的とする国家であると言える。すると、自然状態においてさえ、私的所有こそが自由の領域を決定しているということになり、ノージックの最小国家が守らねばならないものが、そこにあるということになる。

自由と私的所有の表裏一体の関係は、ジョン・ロック以降、議論されてきた。所有とは、一度、所有物であることが認められれば、「廃棄処分可能性」を含む、無際限の制御可能性が承認されるような自由な領域なのだ。簡単に言い換えれば、私的に所有するということは、それを、その所有者だけがどのように扱っても構わないということの意味する。

ジョン・ロックは、所有の正当な根拠は、それがその個人の労働の対象であるからであると議

論している。自然状態において、所有権が成立していたと考えているという点において、ノージックは、ロックの伝統を引き継いでいる。

現代社会は、自然に介入し、自然を人工物に改変することが、私的所有の基盤となるというロックの提起したアイデアを参照することで、私的財産権を擁護してきた。では、労働の産物が労働した者の所有に帰属するのは何故だろうか。ジョン・ロックは『市民政府論』において「人は誰でも自分自身の一身については所有権を持っている」と述べ、この自分のものである身体の労働を付加した自然物は全て彼の所有物となるのだ、としている。私のものであるこの身体を使って働きかけた自然は皆自分の所有物になる、という考え方だ。人間が先ず、第一に自分の物であると主張できる「自分の身体」に基づいて労働を加えたものこそが、「私的財産」になるのだ。こうしてロックの考え方に基づいて「私的所有権」という考えが擁護される。この「私的所有権」には、所有物とされるものを、どのように使用し処分するかを排他的に決定できる権利が含まれるのだ。

ロックによれば、労働する身体が労働する者に所属することは自明である。共有される自然から、労働によって、何ものかが取り出されたり、生み出されたりするのだから、労働を行ったその人以外の何人も、一度加えられた何ものかに対しては権利を持つことができない。ゆえに、身体の自己所有という事態が、労働の産物の私的所有を基礎づける。身体の自己所有とは、自分の身体は本来的に私的所有の対象である、という考え方を指す。このロックの伝統は、私的所有物である身体こそが、あらゆる自由の基礎なのだという見方を生み出した。けれども、私的所有物は、廃棄可能性ということによって定義づけられるが、身体の内、心臓や脳等は、一度廃棄したら、その所有者自身が破滅するという結果を招く。次節において、この「身体の自己所有」の考え方を批判的に検討したい。

§5. 自由至上主義に対する環境倫理学の挑戦

ノージックの「リバタリアニズム（自由至上主義）」の考え方は、「新自由主義」的な経済体制とも相性がよく、ロールズのナリベラリズムの理想が輝きを失ったかに見えるこの時代もそのまま生き残る可能性があるかもしれない。しかし、環境倫理学の提起した問題に真剣に応答しようする時、「リバタリアニズム（自由至上主義）」の根幹を支えている、ロック流の「身体の自己所有」という考え方に亀裂が入ってしまうだろう。このことを説明しようと思う。

そのために、私が「シロアリの寓話」と名付けた「思考実験」を行ってみよう。シロアリは、木を食べるが、木のセルロースと呼ばれる成分を、自分では消化できない。実は、シロアリは、体内に、セルロースを分解する「原生生物」が生息しており、その「原生生物」との共生関係のお陰で、セルロースを消化して生きている。或る科学者が、シロアリの体内に生息しているその「原生生物」を駆除してしまったところ、その所為でセルロースを処理できなくなってしまったシロアリ自体も生存できなくなってしまったという。私は、この大変興味深い事実に基づいて、以下のような「思考実験」を編み出した。

或る日、あなたが目覚めると、あなたに御馴染みだった、あの人間の身体が、何と、カフカの小説『変身』のように、「シロアリ」になってしまっていたのです。あなたのお母さんもお父さんも、恋人も、友人も、否、世界中の人間が、「シロアリ」に変身しており、しかも、それが当たり前のように生きているのです。そんなシロアリの中に、強迫神経症的な潔癖症で「排他主義的な」シロアリがおり、何と彼が「大日本シロアリ帝国」の総理大臣になってしまいました。彼の名前はコアリズミ氏。こうしてコアリズミ首相は、「自分達以外の生命を全て敵」と考え、断固決断の構造改革を訴えて、他の生命体に「排他的な攻撃」を仕掛けました。それは、朝晩の手洗いの習慣を法律にすることから始まりました。「汚いばい菌が手に付いているのは不潔だ」として、コアリズミ総理は、国民に徹底した「手洗い」の習慣を義務付け、「むかつく」、「きもい」といった一単語で感情を表現する分かり易いキャンペーンを展開したのです。その所為で、国中のシロアリたちが、潔癖症になり、「むかつく」などと言いながら、両親や恋人、友達と手を繋いだ後でさえ、手を洗うほどになってしまったのです。そして或る日、コアリズミ総理は、自分達の体内にも、忌むべき敵が存在していることを知るに至ったのです。総理は、自分自身の体内に不潔極まりない「原生生物」が存在している、と考えるだけで、気分がむかつき、激しい嘔吐感に襲われるのです。「幾ら人生いろいろ、と言っても、こんな嘔吐感を貴様らの所為で感じる何て耐えられない」そこで、総理は、体内の「原生生物」をも死滅させようと考えるようになりました。コアリズミ総理の徹底した「潔癖症」と他の生物に対する徹底した「排他主義」は、科学者たちに命じて「原生生物」用の、一種の「虫下し」を発明させたのです。総理自らが陣頭に立って、国中を行脚する「虫下し」キャンペーンが、大々的に展開し、その「虫下し」を飲んだシロアリは、「原生生物」の徹底駆除に成功したのです。ところが、国中のシロアリは、そのせいで、木のセルロースが消化できなくなり、何と、絶滅の危機に瀕したのです。「大日本シロアリ帝国」はこうして滅亡の危機を迎えることになりました（青木, pp.220～221）。

この「思考実験」を経て、私は「自己」とは何なのかを問い、ロックの身体の自己所有の理論に疑義を呈したい。シロアリの場合、共生関係にある、「原生生物」が死滅することは、自分自身の死を意味していた。それでは、このようなあまりにも強い共生関係にある、その「原生生物」は、まさに「自己」の一部と言えるのではないだろうか。もし、「原生生物」はただ単に「有用なもの」であって、「道具的」に存在しているだけだ、と言うのなら、そのような「道具」は「所有物」と見なされてしまい、「所有物」は、その性質上、廃棄処分可能なものとされるだろう。けれども、シロアリの場合、体内の「原生生物」を「所有物」に擬えて考え、「原生生物」を、「所有物」として、「自由な廃棄処分」の対象にしてしまった途端、自分自身が死んでしまうのだ。従って、シロアリの場合、体内の「原生生物」を、「廃棄処分可能な所有物」に擬えて考えることはできない。問題は、「所有」の関係では捉えられないような「共生の関係」が存在するという点だ。例えば、人間が地球上の木々を皆伐採してしまう、というのはどうだろうか。あるいは、農作物の受粉を請け負っている蜜蜂が地上から姿を消すとしたらどうだろうか。いずれの場合も、失った途端、人間の生存基盤そのものを切り崩してしまうほど密接な関係にある、という点で、シロアリのケースに似ていると言えるだろう。「シロアリ」の寓話は、人間と環境との不可分性を、特に生物的な基盤を担う「肉体」と環境との不可分性を再考する材料を提供するために作った。この寓話を通して、人間の身体が単なる所有物であり、人間が自然に根差した存在であることが疑いの余地無く示されると考えたからだ。そこには、「リバタリアニズム（自由至上主義）」の根幹をなす、私的所有の考え方を支える「自己観」への挑戦があるのだ。

結 論

スビルバーグ監督は、SF作家、H.Gウェルズの原作『宇宙戦争』をかなり忠実に映画化した。

ただただ逃げ惑うばかりだった、あのトム＝クルーズ扮する父親が最後には何か解決をもたらすことを期待して見ていた観客は、あの映画のオチに、驚愕させられたことだろう。人間は地球上の微生物と共生できる関係にあったけれども、侵略して来た宇宙人はそうではなかったゆえに滅ばざるを得なかったということだった。確かに、私達の身体には、60億以上にも及ぶ生物が何らかの形で住み着いており、人体自身が小宇宙を成している。宇宙から飛来した侵略者達は、地球に降り立った以上、こうした小宇宙を引き受けざるを得なかったはずだ。宇宙人は、地球の環境を自分達の住みやすい環境に仕立て上げようと、どす黒い血の色をした不気味な植物風の生き物で地表を覆っていったが、こうした企てに地球生態系そのものが屈しなかった。この映画は、私達が普段は関心さえ払わないような、こうした意外な共生関係に注意を向けたという点で、興味深いものがあつた。「道具的価値」に照らしてみるならば、価値を有するとは到底思えないような、そんな微生物と共生関係にあつたお陰で、宇宙からの侵略に耐えることができるというオチは、「道具的価値観」に閉ざされた私達の想像力に翼を与えてくれる。ウェルズの示している想像力は、少なくとも、人間の意識が「人間にとって役に立つかどうか」といった「道具的価値観」によって意味付与して纏め上げている氷山の一角のような狭い世界に安住してしまわないように警告を発している。

「自己」とは、人間の自意識のことで、それこそが全ての評価の源泉なのだ、と嘯いても無駄だということだ。なぜなら、シロアリの喩えの教訓に見られるように、その「評価の源泉」たる「意識」のみを重視して守ったところで、「自己」は解体してしまうからだ。ここに、価値観のコペルニクス的な転換のための掛け金が示されている。

アルド・レオポルド (Aldo Leopold) は、彼の *Sand Country Almanac* (『砂の国の暦』邦題『野性の歌が聞こえる』) の中で、人類が奴隷制を過去の制度として克服し、奴隷が所有物という身分から解放したように、生態系を解放しようと訴えた。人間は、生態系という「共生」のシステムを形作っているこの自然界の一部を切り取って「私的所有物」にしてしまっている。自然が生態系というシステムを形成しているのであるならば、たとえその一部でも自由に処理することはできないだろう。確かに、自然の一部の変形や破壊が全体に及ぼす影響があるというだけではなく、その影響力の全体への波及が予期できないのなら、生態系を所有物のように考えて、何でも自由にできる、というわけにはいかないのだ。

人間も「生態系」の一部を成すわけだから、そうした一部分として人間が行なうどのような行為でも、「生態系」に影響を与えないわけにはいかない。環境問題における生態学的相互依存について考えを巡らせると、身体性に基礎を置く個人主義的自由主義がその成立根拠を失うことになるのである。このように、環境倫理学の投げかける問いは、自由主義の縮小した形態である、「リバタリアニズム (自由至上主義)」の考え方、—それは「新自由主義」が浸透している資本主義にも親和的である—に、その根幹を震撼させるような否を突き付けているのである。

参考文献 (引用した文献は本文中に著者名と年代、引用頁を付記)

- 青木克仁, 『環境の世紀をどう生きるか』, 大学教育出版, 2010.
今村仁, 『親鸞と学的精神』, 岩波書店, 2009.
カーソン, 『沈黙の春』, 新潮文庫, 1974.
カーソン, 『失われた森』, 集英社文庫, 2009.

- サンデル, 『民主政の不満—公共哲学を求めるアメリカ』上下, 金原恭子, 小林正弥監訳, 勁草書房, 2010.
ナッシュ, 『自然の権利』, 松野弘訳, TBSブリタニカ, 1993.
ヌスバウム, 『正義のフロンティア』, 神島裕子訳, 法政大学出版局, 2012.
ブラウン, レスター, 『プランB4.0』, ワールド・ウォッチ・ジャパン, 2010.
メドウズ, 『成長の限界』, ダイヤモンド社, 1972.
ノージック, 『アナキー・国家・ユートピア』, 嶋津格訳, 木鐸社, 1992.
レオポルド, 『野性のうたが聞こえる』, 講談社, 1997.
レヴィ=ストロース, 『はるかなる視線』上下巻, 三保元訳, みすず書房, 1986.
ロック, 『市民政府論』, 鶴飼信成訳, 岩波書店, 1968.
ロールズ, 『正義論』, 矢島釣次監訳, 紀伊国屋書店, 1979.

[2015. 6. 25 受理]